

平成29年5月10日 開会

平成29年5月10日 閉会

(臨時第2回)

# 日吉津村議会議録

日吉津村議会

日吉津村告示第 30 号

平成 29 年第 2 回日吉津村議会臨時会を次のとおり招集する。

平成 29 年 4 月 25 日

日吉津村長 石 操

1. 日 時 平成 29 年 5 月 10 日 午後 1 時 30 分
2. 場 所 日吉津村議会議場
3. 付議事件
  - 1) 専決処分の承認を求めることについて（日吉津村税条例等の一部を改正する条例）
  - 2) 専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 9 回））
  - 3) 専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 回））

---

**○開会日に応招した議員**

|         |         |
|---------|---------|
| 河 中 博 子 | 景 山 重 信 |
| 松 本 二三子 | 加 藤 修   |
| 三 島 尋 子 | 江 田 加 代 |
| 松 田 悦 郎 | 橋 井 満 義 |

---

**○応招しなかった議員**

な し

---

---

## 第2回 日吉津村議会臨時会会議録（第1日）

平成29年5月10日(金曜日)

---

### 議事日程（第1号）

平成29年5月10日 午後1時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて(日吉津村税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第5 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて(平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第9回))
- 日程第6 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて(平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算(第4回))
- 日程第7 報告第4号 長期継続契約について
- 日程第8 常任委員会委員の選任について
- 日程第9 常任委員長、副委員長の互選結果の報告について
- 日程第10 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第11 議会運営委員長、副委員長の互選結果の報告について

---

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて(日吉津村税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第5 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて(平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第9回))
- 日程第6 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて(平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村

公共下水道事業特別会計補正予算(第4回))

- 日程第7 報告第4号 長期継続契約について
- 追加日程第1 議長辞職の件
- 追加日程第2 議長の選挙
- 追加日程第3 議席の一部変更の件
- 追加日程第4 副議長辞職の件
- 追加日程第5 副議長の選挙
- 日程第8 常任委員会委員の選任について
- 日程第9 常任委員長、副委員長の互選結果の報告について
- 日程第10 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第11 議会運営委員長、副委員長の互選結果の報告について
- 追加日程第6 行財政調査特別委員長、副委員長の互選結果の報告
- 追加日程第7 鳥取県西部広域行政管理組合議会議員の選挙
- 追加日程第8 米子市、日吉津村中学校組合議会議員の選挙
- 追加日程第9 南部箕蚊屋広域連合議会議員の選挙

---

**出席議員 (10名)**

|            |             |
|------------|-------------|
| 1番 河 中 博 子 | 2番 景 山 重 信  |
| 3番 松 本 二三子 | 4番 加 藤 修    |
| 5番 三 島 尋 子 | 6番 江 田 加 代  |
| 7番 山 路 有   | 8番 井 藤 稔    |
| 9番 松 田 悦 郎 | 10番 橋 井 満 義 |

---

**欠席議員 (なし)**

---

**欠 員 (なし)**

---

**事務局出席職員職氏名**

局 長 高 森 彰 書 記 森 下 瞳

---

### 説明のため出席した者の職氏名

|        |       |        |      |
|--------|-------|--------|------|
| 村長     | 石 操   | 総務課長   | 高田直人 |
| 住民課長   | 清水香代子 | 福祉保健課長 | 小原義人 |
| 建設産業課長 | 益田英則  | 教育長    | 井田博之 |
| 教育課長   | 松尾達志  | 会計管理者  | 前田昇  |

---

### 午後1時32分 開会

○議長（橋井 満義君） 開会いたします。出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、平成29年第2回日吉津村議会臨時会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（橋井 満義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、2番、景山重信議員、3番、松本二三子議員を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（橋井 満義君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします、本臨時会の会期は、議会運営委員会委員長から答申のあったとおり本日一日限りとしたいと思っております。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日一日限りと決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（橋井 満義君） 日程第3、諸般の報告を行います。村長から報告願います。

はい、石村長。

○村長（石 操君） ありません。

○議長（橋井 満義君） なければ、以上で諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 議案第31号

○議長（橋井 満義君） つぎ日程第4、議案第31号、専決処分の承認を求めることについて(日吉津村税条例等の一部を改正する条例)を議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

はい、村長。

○村長（石 操君） ただいま議題となりました、議案第31号日吉津村税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてその提案理由を申し上げます。この改正は現在の経済情勢を踏まえて、国経済の成長力の底上げなどの観点から行われる、地方税法等の一部改正に伴うものでございまして、平成29年の4月1日に施行されたことから、専決処分を行ったものでございます。

主な改正点を申し上げますと、軽自動車税のグリーン化特例の適用期限の二年間延長、軽自動車税賦課徴収の特例についての規定、特定配当等にかかる所得について村長が課税方式を決定できることの明確化、さらに児童福祉法に規定する保育事業施設の固定資産税における特例措置などが主な改正の内容となっておりますので、冒頭申し上げましたとおりに、4月1日から施行をしたところでございますので、以上で議案第31号の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認を賜りますようお願いをいたします。

○議長（橋井 満義君） 以上で提案説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（橋井 満義君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（橋井 満義君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから、議案第31号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議はありますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は、原案のとおり承認されました。

---

#### 日程第5 議案第32号

○議長（橋井 満義君） 日程第5、議案第32号専決処分の承認を求めることについて、平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第9回)についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

はい、村長。

**○村長（石 操君）** ただいま議題となりました、議案第 32 号は平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正(第 9 回)の専決処分についての提案理由を申し上げます。地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、平成 29 年 3 月 31 日を期日として専決処分を行ったものでございまして、決算見込みによる不用額が主なものでございます。

議案の 32 号でございすけれども、歳入歳出を第 9 回の補正予算でありますけれども、それぞれ 5,036 万 5,000 円の減額をして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 24 億 1,309 万 2,000 円とするものでございます。

以上が専決処分の議案第 32 号の提案理由の説明とさせていただきますが、詳細につきましては総務課長をもって説明をしますので、よろしくご審議ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

**○議長（橋井 満義君）** 高田総務課長。

**○総務課長(高田 直人君)** 失礼します。それでは議案第 32 号平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第 9 回)の専決処分の内容につきまして、まず歳出から主なものを申し上げます。12 ページをご覧くださいという具合に思います。第 2 款総務費、第 1 項総務管理費、第 1 目一般管理費の委託料 186 万 6,000 円減額しておりますけれども、これはパソコンの故障への対応がなかったこと、及び県のセキュリティークラウドにつなぐことで、情報セキュリティー基盤強化が必要なくなったことによる電算処理業務の、委託料の減額が主なものでございます。

また、同款、同項、同目の負担金補助及び交付金を 171 万 8,000 円減額しておりますが、これは行政不服審査法第三者機関の利用実績がなかったこと。また、マイナンバーカードの交付実績の減などによる減額が主なものであります。

次に 13 ページをご覧ください。同款、同項、第 5 目企画費の負担金補助及び交付金を 363 万 7,000 円減額しておりますが、これは西部地域企業立地促進補助金の交付対象者がなかったこと。及び新築住宅利息助成の申請が予定より少なかったことによる減額が主なものでございます。

次に 14 ページをご覧ください。同款第 2 項徴税费、第 2 目賦課徴収費の償還金利子及び割引料を 246 万 8,000 円減額しております。これは法人税における、過誤納還付の実績見込みによる減額が主なものでございます。

次に 15 ページをご覧ください。第 3 款民生費、第 1 項社会福祉費、第 1 目社会福祉総務費の扶助費を 369 万円減額しております。これは障害福祉サービスにおける自立支援給付費の施設入所支援や、生活介護等の利用減による減額が主なものでございます。

17 ページをご覧ください。同款、第 3 項生活保護費、第 2 目生活保護扶助費を 245 万円減額をして

おります。これは生活保護受給世帯の減に伴う住宅扶助、介護扶助等の減が主なものでございます。また、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目予防費の委託料を143万円減額をしておりますが、これは定期接種の接種対象者を予防接種ガイドラインに基づく範囲で見込んでおりまして、その見込みより接種者が少なかったことによる委託料の減額が主なものでございます。

18ページをご覧ください。同款、同項、第4目保険事業費の委託料を220万4,000円減額しております。これは後期高齢者医療保険の人間ドックの内、胃がん健診を別予算としたため単価が安くなったこと、及び各種検診の受診が見込みより少なかったことによる減額が主なものでございます。

また、同款第2項清掃費、第1目塵芥処理費の負担金補助及び交付金を137万1,000円減額しておりますが、これはクリーンセンターへの可燃ごみ搬入量が見込みより少なかったことによる減額でございます。

次に19ページをご覧ください。第5款農林水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費の負担金補助及び交付金を346万5,000円減額をしております。これは青年就農給付金を予定していた対象者の内、1名が対象外、1名につきましては貸付金に組み替えたことによる減額が主なものでありまして、あわせて貸付金を150万円増額するものでございます。同款、同項、第6目農業者トレーニングセンター運営費の工事請負費を240万9,000円増額をしておりますが、これは現在行っているトレセン屋根、外壁等修繕工事に屋根の防水対策工事を追加するため増額をするものでございます。

次に20ページをご覧ください。第7款土木費、第3項都市計画費、第3目公共下水道費の繰出金を897万5,000円減額をしておりますが、これは公共下水道事業特別会計の受益者負担金や下水道使用料が増額となったことなどにより、減額するものでございます。

次に21ページをご覧ください。第8款消防費、第1項消防費、第1目非常備消防費の負担金補助及び交付金を238万1,000円減額しておりますが、これは水道管の敷設工事にあわせて消火栓の新設工事を行ったことによる減額でございます。

なお、5ページをご覧いただきたいと思っております。繰越明許費の補正ということでありまして、平成28年度における国の経済対策の一環として、消費税引き上げが延期されたことを踏まえまして、平成29年4月から2年半分を一括して支給する臨時福祉給付金355万9,000円を追加して、繰越明許とするものであります。また、先ほど説明しました農業者トレーニングセンターの屋根外壁等修繕工事において、屋根の雨漏り防止のための防水対策工事の増工により変更し、総額1,459万2,000円とするものでありますのでご理解をお願いしたいと思います。

次に歳入について申し上げます。8ページをご覧ください。第1款村税、第2項固定資産税、第1目固定資産税を530万1,000円増額しております。これは宅地や新築住宅等が増えたことに

よるものでございます。

次に第9款地方交付税、第1項地方交付税、第1目地方交付税を2,045万5,000円増額しております。これは特別交付税の3月交付分の確定によるものでございます。次に第12款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目公共施設使用料を270万5,000円増額しております。これは村営霊園の区画の使用が増えたことが主なものであります。

次に9ページをご覧ください。第13款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金を230万5,000円減額をしておりますが、歳出でも申しましたように、障害者自立支援給付の利用の減による減額が主なものでございます。

次に10ページをご覧ください。第14款県支出金、第1項県負担金、第1目民生費県負担金を105万7,000円減額しておりますが、これも同じく障害者支援自立給付金の利用の減による減額が主なものでございます。

次に同款、第2項県補助金、第4目農林水産業費県補助金300万円を減額をしておりますが、歳出でも述べましたように対象の新規就農者が1名ありましたけれども、村単独の実施とするため減額するものであります。

11ページをご覧ください。最後になりますけれども、第17款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金7,022万4,000円を減額しまして歳入歳出を調整しております。

以上で終わります。

**○議長(橋井 満義君)** ただいま提案説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

三島議員。

**○議員(5番 三島 尋子君)** 5番、三島です。はじめに先回も全協でも言いましたけれども、この補正予算が出されるにあたって、説明資料を付けていただきたいということを再度申し上げておきたいと思っております。

それとあと一つは専決でこの予算今回出されたんですけども、これがなぜ専決をしなければならない事項に該当するか、その専決処分をしてもいいという条項の中のどれに当たるか、ということをお伺いしたいと思います。それと、あとちょっと、それ先をお願いします。

**○議長(橋井 満義君)** 高田総務課長。

**○総務課長(高田 直人君)** 説明資料につきましては、ちょっと検討させていただきたいと思っております。

専決につきましては、昨年もですけれども最後にまあ、今回はとくに農業者トレーニングセンターの追加工事の関係がありましたので、補正をするということで専決処分ということでありまして、その

中で臨時財政対策債をどこまで借りたらいいかということで、そのためには総額の不用額をしっかりと見込んで借入れをしていかないといけないということで、すべてのものを検討して今回専決処分ということでさせていただいたものですのでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5 番 三島 尋子君） 説明資料についてはぜひ検討して、付けていただきたいと思います。それと専決処分についてでありますけれども、先ほど臨時対策債ということがありましたが、それも考えられると思いますけれども、それは必ず今回しなければならぬものなのかということがあると思います。決算終わってこうしてもいいじゃないか、ということがありますので、前年度もこういうふうにして出されてきました。その時も話したと思いますけれども、議会をしなくてもいいという形にもなってくると思いますので、ぜひ、こういう条例が4月になるということはどうしようもないかも知れませんが、予算とかその他についてはやはり自治法に沿った形でやっていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

次に予算の中でちょっと質問させていただきます。4、5点ありますが、はじめに収入ですが、530万ほどの固定資産税が増額になって、まあ増額はいいことだろうと思いますけれども、先ほどの説明の中で新築住宅が増えたということがありましたけれども、もちろんこれは土地が増えたんだろうと思いますけれども、固定資産税は1月1日現在でかけていきますので途中で増えてくるということはないのかなということを考えます。ですので、わたくしは償却資産が増えたのかなというふうに思ったんですけれども、その点はいかがでしょうか。

それと11ページですけれども、雑入で市町村の振興宝くじ市町交付金というのがありまして、109万円が減額になっております。これは当初の事業計画を見ますと、ひえづチャンネルの運営事業の中に使用させてもらうということで計画が立っていたと思います。当初は予算には238万ってありますが、事業計画で248万ということが書いてありまして、10万円はどんなふうになったのかなと思うんですけれども、これは事業ができなかったということで減額になったのかどうなのかということなんです。

すみません。次15ページお願いします。一番下の民生費の児童福祉総務費の中で、子ども子育て会議の委員報酬というのが7万8,000円減額になっております。これは当初組まれた全額が使用されておられません。ということは会議が持たれなかったということだと思うんですけれども、なぜこういうことになったのかということをお伺いしたいと思います。

それと報酬費の26万6,000円が減額されております。これは途中で補正予算が組まれて、9月とかこうやられて何十万円かがアップになっていますね。その時にも申し上げましたけれども、そんなにかかるとかということも話したと思いますけれども、これあの結婚セミナーの方は9月の第3回

の補正で10万円されておるものそのものが全額減額になっておるなあとというふうにとらえています。それはなぜ事業ができなかったのかということ、それとはぐっていただいて、地域婚活ということで、これは補正も加えると60万ぐらいになったんですかね。途中で30万、30万ぐらいの補正があったと思いますけれども、講師さんが安くなったのか、どうなのかということはあると思いますが、ここの説明をお願いします。それは地方創生等、重点的に事業実施していくという中で組まれた費用だと考えておりますので、その点について伺いたいと思います。

次18ページ、保険事業の委託料でございますが、220万4,000円の委託料の減額がされております。さきほどの説明の中で後期高齢者とか、そういう所に向けての受診といいますか、そういうものが減ったということでしたかね。それと単価が安くなったという説明でありましたけれども、第8回の時に272万円の補正がされております。これがほとんど全額が減額になっておりますけれども、やはり8回といいますと3月ですよ。3月に補正しておきながら、ここで専決で200何十万も減額をしていくという事業の組み方は、ちょっとまずいじゃないかということに捉えています。その点についてお伺いをいたします。

それから19ページの工事請負費240万9,000円、これはトレセンの工事をする中で雨漏りの問題点がわかったということをお聞きしまして、それは理解しますが、それはいつ判明したのか、で、3月の議会には出せなかったのか、そういうことを含めて説明お願いいたします。

**○議長（橋井 満義君）** 清水住民課長。

**○住民課長（清水 香代子君）** 三島議員の質問にお答えいたします。まず、歳入の方ですけれども、固定資産税の増加分の理由ということで、先ほどの総務課長の説明の中で家とか土地とかということをお申しましたけれども、ちょっとうちの方の担当者の方との説明といいますか、あのうちの担当者の方がうまく説明ができてなくて、実際には先ほど三島議員が言われましたように、償却の金額が増えておるのが一番大きい理由でございます。あの訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

**○議長（橋井 満義君）** 高田総務課長。

**○総務課長（高田 直人君）** 市町村振興宝くじ交付金の関係ですけれども、これはひえづチャンネルの方に財源充当しているものでして、あの実は当初の後ですね、担当の方がサマージャンボの宝くじの売上金がうちの方に入ってくるという見込みで補正はしたんですけれども、実際にはそれが入らずそのまま市町村振興会の方の会費として入るということで、実際には補正を組まなくてよかったということで、その分を減額させていただいたということをご理解いただきたいというぐあいに思います。

**○議長（橋井 満義君）** 小原福祉保健課長。

**○福祉保健課長（小原 義人君）** 三島議員のご質問にお答えいたします。まず、子ども子育て会議の委員報酬なんです、こちらにつきましては子ども子育て支援事業というものを、進ちょく状況の確認等の必要性から会議を開くようにしておりましたけれども、こちらが会議が開けなかったということで改変をさせていただいております。そのことにつきましては、おことわりを申し上げたいと思います。

つづきまして、その下の結婚セミナーの講師謝礼ということですが、これは次のページの地域で婚活を考える講演会とちょっといっしょに考えていただければいいと思いますけれども、こちらの講師を同じ講師でお願いしまして、その講師に午前、午後という形で依頼したものですから、その辺で謝礼の方が若干安くすんだということから、減額をさせていただいております。まあ、ワークライフバランス支援事業ということでこのあたりは全部その事業なんですけれども、一応予定どおりの回数とかは開催をさせていただいております。

それから保健事業の委託料です。各種健診の委託料ということで、議員のご質疑のとおりにもまず12月で100万ほど補正をしております。そして3月に272万8,000円増額をさせていただいて、そして今回220万4,000円の減額ということでございます。まず3月の時の補正なんです、2月中旬あたりに予算をするんですけれども、1、2月の実績が非常に伸びていたということで、そこから推測するとやはりかなり例年並みに必要だという試算のもとに、この額を補正をさせていただきました。

まあ、具体的には人間ドックですとか、乳がんあたりが伸びておりました。それが最終的に実績を見ますとそこから以降はあまり健診受診が伸びなかったということで、こういった減額になっております。220万のうちに、その後期高齢の胃がんの部分が約50万ということで、170万程度は健診の関係で落とさせていただいたということでご理解をいただきたいと思っております。以上です。

**○議長（橋井 満義君）** 益田建設産業課長。

**○建設産業課長（益田 英則君）** 三島議員の質問にお答えいたします。3月議会の時点で、再度、補正予算を計上していくという旨の説明を1月の補正の時点で説明させていただきましたけれども、その時点では原因がわからなかったということで、3月の補正には間に合いませんでした。その後屋根、塗装等のために既設塗装の水洗い等行いました結果、雨漏りの原因となる箇所がわかりましたのでこのような形で計上させていただくことになりました。

**○議長（橋井 満義君）** 三島議員。最後になります。

**○議員（5番 三島 尋子君）** 説明は理解しました。

つぎ一つ忘れておりました。22ページ、教育費の社会教育総務費で報酬は3万6,000円減額になっております。文化財保護審議会の、で、事業も見て見ますと日吉津村の文化財について審議をしてい

ただ、指定とかいろいろそういうことへもつなげていきたいというふうな事業の計画が組んであったと思いますが、これも全額が、全部今回減になっております。そういう審議会というのは持たれなかったのか、なぜ持たれなかったのでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 三島議員の質問にお答えします。文化財保護審議会ということで、先ほど議員が言われましたとおり、文化財の保護の状況等も審議をしていただきたいということで計画を上げておりましたが、日程調整を何回か組み直したのですけれども、なかなか、皆さんが都合が合わなくて最終的に会が持てなかったということで、大変申し訳なく思っておりまして、おことわりをしたいと思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） ほかにありませんか。

江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 6番、江田です。15ページお願いします。15ページの障害者の住宅改良助成費と高齢者等住宅改良助成が、当初予算がすべて減額されておりますけれども、これは申請者がいなかったのか、情報提供が十分されていなかったのか、どういった理由でしょうか。

○議長（橋井 満義君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 江田議員のご質問にお答えします。申請者がなかったということで。以上でございます。

○議長（橋井 満義君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） そういう理由だということですが、これは十分、障がい者とか高齢者に周知されているのかなあとということが気になります。といいますのが、介護保険で利用できる部分がありますけれども、それでは足りないという話も聞くんですよね。そのあたり介護保険の範囲以内で収まる事業ばかりだったということでしょうか。高齢者について、まあ障がい者についてもそうですね。けれども、このあたりがどうなのかなということが気になります。

それともう一つなんですけれども、わたし何人かの方にゴミ袋のことについて、ゴミ袋がたとえばイオンとか丸合とかで販売してもらえないかということをお聞きなんですけれども、それについての考え方を教えて下さい。

○議長（橋井 満義君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 江田議員の質問にお答えいたします。一応制度の説明は介護保険の該当になられた時に、それだけではないんですけれども、一応パンフレットを用意しまして、そちらによって、不十分かも知れませんが、一通りの説明はさせていただいております。以上でございます。

います。

**○議長（橋井 満義君）** 清水住民課長。

**○住民課長（清水 香代子君）** 江田議員の質問にお答えいたします。ゴミ袋の販売についてでございます。4月末をもちまして取扱をしておられましたお店の一つが終了されるということで、それにつきましては、今その時点でふたつ、実際にうなばら荘とか上の2の高塚商店さんとか、それから実際に連休中にはそこに2カ所追加をお願いをしておりますし、今薬局とかそれからアスパルのところのアグリ館の方にも販売依頼をお願いしております。

ただ、先ほど言われましたようなイオンとかといった村外の方も多く来られるというところもありますので、そういうところについては今のところちょっとまだ見合わせをしておりますし、ゴミ袋の販売の店舗の変更につきまして皆さんに周知なり、ちょっとご迷惑なり、ご不便をかけたことで、周知することが遅くなったということにつきましては、おことわりをさせていただきたいと思っておりますし、今後もそういうところで地域の皆さんのなるべく身近なところで、薬局なんかで買われるようになっていきたいと思いますので、そういう所の取組みは今後も続けてまいります。以上です。

**○議長（橋井 満義君）** ほかにありませんか。

井藤議員。

**○議員（8番 井藤 稔君）** 8番、井藤です。2点ほどちょっとお聞かせ願いたいと思います。

一つがああ繰越明許費の補正のところか、あるいはこの中でも予算に関する説明書の方にも出てきてるんですけども、この農業トレーニングセンターですね、これたしか以前聞いていた話では構造的欠陥が上の方にあませんか、それで水漏れがという話がたしか出ておったんですけども、そのあたりのはどんなんだったのでしょうかということが1点と、もう一つちょっとお聞かせ願いたい、この平成28年度の予算に関する説明書の中で、今総務課長の方から同僚議員からの質問で未執行の事業がいくつかあるということがわかったんですけども、多分ほかにもあるんだろうなということで、わたしも気がつくのが一つありますけれども、これは法的にたとえばやらなければならない事業が以前ちょっとあったことがあった。事業が、あるいは予算の執行ができてないというようなものの中にはあるんでしょうか。この2点をちょっとお聞きしたい。

**○議長（橋井 満義君）** 益田建設産業課長。

**○建設産業課長（益田 英則君）** 井藤議員のご質問にお答えいたします。今回、雨漏りの原因となる箇所につきまして調査を行った結果なんですけれども、アリーナの中心部分にあります換気する場所、こちらの方が1カ所とあと天窗、こちらが4ヶ所ありますけれども、こちら、それとあと屋根と屋根の継ぎ目、これくんだり棟というところなんですけれども、こちらの4カ所について、雨漏りの原因

であったということで、ウレタン樹脂で防水するというような対策を講じさせてもらいますけれども、こちらにつきましてもおよそ10年ぐらいの耐用年数というような形で聞いております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 井藤議員のご質問にお答えいたします。今回の専決処分の補正につきましては、とくに法に基づいて本当はしないといけないものができなかったというものはございません。

○議長（橋井 満義君） ほかありませんか。

山路議員。

○議員（7番 山路 有君） 7番、山路です。まず8ページ、ちょっと向学のために聞いておきたいなと思うんですけども、普通交付税は年度の6月ぐらいに交付されると思ってますけれども、年度末にこの特別交付税というのが入で入って来ると思うんですけども、まあこの解説等を読みますと、事業等に反映できなかった分が特交で入ってくるというように、簡単にわたし理解していますけれども、そのあたり、反映できなかった事業というものはどういうものであったのかなと、単純にこのあたり、もし、お答えできれば少し教えてほしいなというふうに思っております。

それからつぎが17ページ、先ほど同僚議員の方からも質問がありましたけれども、こうした予防費の中で減額されると、わたしも国保等に担当している議員としては、非常にこの辺の啓発活動に不足があるんじゃないかなという心配をするわけですけども、この予防費の委託料137万8,000円が減額になっておりますけれども、今説明では受ける人が少なくなったと、簡単にそういう話ですけども、このあたりもう少し、何人予定しててどれだけなったとかという所を少しお答え願いたいというふうに思います。

それとですね、今度19ページ、わたしもこのトレセンの防水工事については非常に心配しているところで、これ建設当時から雨漏れで大変苦しんでいたという状況があると思っております。完ぺきに今回こういう修理で多分に修理できたかなと思うんですけども、そのあたり、たとえばこの梅雨時に雨漏れが起きた場合、業者が補償してくれるものでしょうか。何回もこれ繰り返してて、非常にわたしも心配するところですけども、今建設産業課長、たいへんくわしく説明されたんで、ある面では納得するところですけども、たびたびこれを繰り返している中では、やはり業者と補償期間もと、たとえば5年以内に漏ったら無償で修繕せいとか、なんかそういうこともしておかないと、つまりはなにがつぎ問題になってくるかということ、フロアがいたんでくるというこういう状況を常に繰り返していくというところなんで、少しそのあたりもお聞きしたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○**総務課長（高田 直人君）** 山路議員の質問にお答えいたします。特別交付税についてですけれども、今手元に細かい資料がないので、ちょっと答えづらい部分もありますけれども、特別交付税につきましては、先ほど議員が言われましたように、普通交付税にあてはまらないものということで村独自のものをあげたり、とくに大きなものですね、福祉事務所とかそれから除雪とかそういう関係でありますので、とくにこの3月につきましては、全国的に地震とかいろいろな災害が起きますといくら入って来るかわからない状況になってきますので、この確定で今回は2,000万入ってきたということでご理解いただければと思います。

○**議長（橋井 満義君）** 小原福祉保健課長。

○**福祉保健課長（小原 義人君）** 山路議員のご質問にお答えします。予防費の予防接種委託利用の137万8,000円の減額についてですけれども、さきほど説明しましたのは健診の方でございまして、予防接種の方も見込みより少なかったということに関しては同じなんですけれども、見込みを立てる時に提案説明でもありました定期接種のガイドラインというものがございまして、これに沿って人数を一応予定しております。そのガイドラインというのは、結構、あの定期接種の対象年齢幅がとってありまして、それをそのまま人数に換算するとかなり大きくなるということが、まず一つの原因にあげられております。それで具体的にどれくらいあったのかというご質問でしたので、一例を申し上げますと、たとえばヒブでありましたら180人の予算の所を140人、小児用肺炎球菌であれば180人予定しておるところを142人、それから四種混合であればこれも180人のところ141人というようなたちで2割とかそのあたり実績としては少なくなっております。

ただ、インフルエンザの65歳以上の課税の場合ですと、550人の予算に対しまして同人数ぐらいの方が受けておられるということで、中にはきちっとまああのその予算どおりのところもあるんですけども、先ほど申し上げましたようなことから当初予算よりは少ない実績ということでございます。例年と比べましても、特に今年が少なかったということではありませんので、ご理解いただきたいと思っております。以上です。

○**議長（橋井 満義君）** 益田建設産業課長。

○**建設産業課長（益田 英則君）** 山路議員のご質問にお答えいたします。今回、実施いたしました防水の工事ですけれども、こちらにつきましては先ほども申しましたけれども、ウレタン樹脂による防水加工であるということで、業者の方にちょっと聞いてみましたところによりますと、厚めに塗らしてもらっておるということで、まあそこら辺は安心できるのかなというふうには受け止めてはおるんですけども、補償の関係についてはちょっと聞いてないということです。

○**議長（橋井 満義君）** 村長。

○**村長（石 操君）** 請負契約に対する貸担保責任というのは1年だと思います。でも、本体のことを、従来からのことからいうとそこに今回の工事で責任が持たせれるかという、なかなか難しさがあるなあと思っておりますが、これまでいくら調べてもわからなかったという中で、足場を組んで、直接屋根の外側から見たということでは、新たな目で見たというふうにわたしは思っていますので、大きな期待をしておりますけれども、じゃあ、100パーセント今なのかということではないですので、その点をご理解をいただきたいなあと思って、ただ、できる限りのことはしたということであります。

ただ、まだ工事期間中でありますので、最後は完成検査というものをしていかなければならないということがありますので、そこで改めての確認をして行きたいというふうに思います。以上です。

○**議長（橋井 満義君）** よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶものあり〕

○**議長（橋井 満義君）** ほかありませんか。

ほかにないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○**議長（橋井 満義君）** 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第32号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○**議長（橋井 満義君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 議案第33号

○**議長（橋井 満義君）** 日程第6、議案第33号専決処分の承認を求めることについて、平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第4回）を議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

村長。

○**村長（石 操君）** ただいま議題となりました議案第33号は、平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算第4回の専決処分についてでございます。その提案理由を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成29年3月31日を期日として専決処分を行っ

たものでございまして、決算見込みによる不用額をいわゆる補正予算をしたというのが主な内容でございます。歳入歳出それぞれ728万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,514万6,000円とするものであります。

以上が議案第33号の提案理由の説明とさせていただきますが、詳細については総務課長をもって説明させていただきますので、よろしくご審議ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 失礼します。それでは議案第33号平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計第4回の、専決処分の内容についてご説明をさせていただきます。

最初に歳出から主なものを申し上げます。5ページをご覧ください。第1款公共下水道費、第1項公共下水道費、第2目維持管理費を、324万6,000円減額しておりますけれども、汚泥脱水処理におけます単価の減及び汚泥減容化による汚泥脱水処理、脱水汚泥収集運搬処分の回数減によります委託料の減額並びに中継ポンプ場修繕工事の契約変更によります工事請負費の減額が主なものであります。併せて同項、第3目公共下水道建設費では、新規の公共柵設置工事がなかったために工事請負費を70万円減額するものであります。

つぎに同款、第2項汚泥処理施設費、第1項維持管理費を334万3,000円減額しておりますが、これは汚泥減容化によるコンポスト施設への搬入量が減ったことによるコンポスト施設維持管理負担金の減額が主なものであります。

つづいて4ページの歳入について申し上げます。第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目受益者負担金を90万円増額しておりますが、これは一般住宅、事業所等の増によるものでございます。また、第2款では、公共下水道使用料も実績見込みで増としておりますけれども、第5款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金で897万5,000円を減額し、歳入歳出を調整しております。以上で終わります。

○議長（橋井 満義君） 提案説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（橋井 満義君） 質疑がないようですので質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（橋井 満義君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第33号を採決をいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって議案第 33 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 7 報告第 4 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 7、報告第 4 号長期継続契約についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（石 操君） 報告第 4 号は長期継続契約についてで、別紙報告書を附しまして報告をさせていただきます。日吉津村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 4 条の規定に基づいて新に長期継続契約を締結した案件をこの度の議会に報告するものであります。報告する案件は 2 件ございまして、1 件目は役場に設置しております電気自動車用急速充電器の補修契約であります。契約の相手方は、オムロンフィールドエンジニアリング株式会社、契約金額は年額 14 万 5,800 円、契約期間は 3 年間でございます。

2 件目は教育委員会のパソコンに関わるリース契約でございます。契約の相手方は株式会社鳥取県情報センター、契約金額は年額 8 万 9,424 円で契約期間は 5 年間であります。詳細につきましては添付しております一覧表をご覧ください、長期継続契約の報告とさせていただきます。以上でございます。

○議長（橋井 満義君） 提案説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありますか。三島議員。

○議員（5 番 三島 尋子君） 5 番、三島です。直接にここのあの補修の事業ということではありませんが、よく見ますと利用をたくさんしておられると思います。あそこの場所をね、月でどれくらいの利用があっておるのかということだけでも教えて下さい。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） よく利用されておるのは見えますけれども、何回とか、どれくらいの期間というのはちょっと把握をしておりませんので、それはちょっとお答えできません。以上です。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5 番 三島 尋子君） これにことについてですけれども、以前にも一度質問したことがありまして、その時にもそういうふうな答弁だったと思うんですね、やはりどれくらいの利用があって、どうなっているかということ、やはり調べておかれるべきだと思いますので今後そのようにして下

さい。了解でしょうか。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） あのまあ、仕事中の期間使われるとなかなか見ることができないんですけども、どういう形でその把握ができるかはちょっと検討してみたいと思います。

○議長（橋井 満義君） ほかにありませんか。

[質疑なし]

○議長（橋井 満義君） ほかにないようですので、質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 2 時 27 分休憩

午後 2 時 48 分再開

#### 追加日程第 1 議長辞職の件

○副議長（江田 加代君） 再開いたします。地方自治法第 106 条第 1 項の規定により議長の交代をいたします。議長橋井議員から議長の辞職願が提出されています。

お諮りいたします議長辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更して、ただちに議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○副議長（江田 加代君） 異議なしと認めます。したがって、議長辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更して、ただちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第 1、議長辞職の件を議題といたします。職員に辞職願を朗読させます。

[橋井議長退場]

○議会事務局長（高森 彰君） 失礼いたします。議長から辞職願を提出されましたので代読させていただきます。

平成 29 年 5 月 10 日、日吉津村議会副議長江田加代様、日吉津村議会議長橋井満義。

辞職願、この度一身上の都合により、議長を辞職したいので許可されるようお願いいたします。

以上です。

○副議長（江田 加代君） お諮りいたします。橋井議員の辞職を許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○副議長（江田 加代君） 異議なしと認めます。したがって橋井議員の議長辞職を許可することに決

定しました。

ここで暫時休憩をいたします。

**午後 3 時 03 分休憩**

.....  
**午後 3 時 05 分再開**  
.....

## **追加日程第 2 議長選挙**

**○副議長（江田 加代君）** 再開いたします。ただいま、議長は欠員となりました。お諮りいたします。議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

**○副議長（江田 加代君）** 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更してただちに選挙を行うことに決定をいたしました。

追加日程第 2、議長の選挙を行います。選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

[議場閉鎖]

**○副議長（江田 加代君）** ただいまの出席議員数は 10 名です。立会人を指名いたします。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、立会人に景山議員及び松本議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

[投票用紙配付]

**○副議長（江田 加代君）** 投票用紙の配付もれはありませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

**○副議長（江田 加代君）** 配付もれなしと認めます。投票箱を点検していただきます。

[議会事務局長投票箱点検]

**○副議長（江田 加代君）** 点検終了しました。異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の指名を記載の上、職員の声呼に応じて順次投票願います。

**○議会事務局長（高森 彰君）** そういたしますと、順次お呼びいたします。

1 番 河中博子議員、2 番 景山重信議員、3 番 松本二三子議員、4 番 加藤修議員、5 番 三島尋子議員、6 番 江田加代議員、7 番 山路有議員、8 番 井藤稔議員、9 番 松田悦郎議員、10 番 橋井満義議員。

○副議長（江田 加代君） 投票もれはありませんか。

[投票もれなし]

○副議長（江田 加代君） 投票もれなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。景山議員及び松本議員開票の立会をお願いします。

[景山議員及び松本議員立会のうえ議会事務局長開票]

○副議長（江田 加代君） 選挙の結果を報告いたします。投票総数 10 票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。その内有効投票 10 票、無効投票 0 票、有効投票中山路有議員 8 票、橋井満義議員 2 票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって山路有議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○副議長（江田 加代君） ただいま議長に当選されました山路有議員が、当議場にいらっしゃいますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をいたします。当選承諾及び挨拶を求めます。

○議長（山路 有君） 皆さまのご理解によりまして、新しく議長に当選いたしました。こころの引き締まる思いであります。もちろん議長になったわけですが、その前に議員であるということ十分に心して、今後も議会活動に全力をなげうってまいりたいと思います。本当にきょうはありがとうございました。

○副議長（江田 加代君） それでは議長と交代したいと思います。議長選挙にご協力ありがとうございました。

これで私の方の仕事は終了いたしました。山路議員、よろしく申し上げます。

○議長（山路 有君） そういたしますと、ここでしばらく休憩いたします。

委員会室の方をお願いします。

午後 3 時 09 分休憩

午後 3 時 10 分再開

### 追加日程第 3 議席の一部変更の件

○議長（山路 有君） 再開いたします。お諮りいたします。議長選挙に伴い議席の一部変更の件を

日程に追加し、日程の順序を変更していくことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議席の一部変更の件を日程に追加し、日程の順序を変更して行うことに決定いたしました。

追加日程第3、議席の一部変更の件を行います。議長選挙に伴い会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。橋井議員の議席を7番に、山路議員の議席を10番にそれぞれ変更いたします。

それではただいま決定いたしました議席にお着き願います。

ここでしばらく休憩いたします。

午後3時14分休憩

午後3時30分再開

#### 追加日程第4 副議長辞職の件

○議長（山路 有君） 再開いたします。副議長江田議員から副議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。副議長辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更してただちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって副議長辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第4、副議長辞職の件を議題といたします。地方自治法第117条の規定により、江田議員の退場を求めます。

〔江田議員退場〕

○議長（山路 有君） 職員に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（高森 彰君） 失礼いたします。江田副議長様から離職願が提出されておりますので、朗読いたします。

平成29年5月10日、日吉津村議会議長山路有様、日吉津村議会副議長江田加代。離職願、この度一身上の都合により副議長を離職したいので許可されるようお願い出ます。以上です。

○議長（山路 有君） お諮りいたします。江田議員の副議長離職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、江田議員の副議長辞職を許可することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午後 3 時 43 分休憩

午後 5 時 00 分再開

### 追加日程第 5 副議長の選挙

○議長（山路 有君） 再開いたします。ただいま副議長が欠員になりました。お諮りいたします。副議長選挙を日程に追加し、日程の順序を変更して、ただちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更して、ただちに選挙を行うことに決定をいたしました。

追加日程第 5、副議長の選挙を行います。選挙は投票で行います。議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議場（山路 有君） ただいまの出席議員数は 10 名です。立会人を指名いたします。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、立会人に景山議員及び松本議員を指名いたします。

投票用紙を配付します。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔議会事務局長投票用紙配布〕

○議長（山路 有君） 投票用紙の配付もれはありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 配付もれなしと認めます。投票箱を点検します。

〔議会事務局長投票箱点検〕

○議長（山路 有君） 異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。投票用紙に被選挙人の指名を記入のうえ、職員の点呼に応じて順次投票願います。点呼を命じます。

○議会事務局長（高森 彰君） そういたしますと、順次呼びいたします。

1 番 河中博子議員、2 番 景山重信議員、3 番 松本二三子議員、4 番 加藤修議員、5 番 三島尋子議員、6 番 江田加代議員、7 番 山路有議員、8 番 井藤稔議員、9 番 松田悦郎議員、10 番

橋井満義議員。

○議長（山路 有君） 投票もれはありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 投票漏れなしと認めます。開票を行います。景山議員及び松本議員、開票の立会をお願いいたします。

〔景山議員及び松本議員立会のうえ議会事務局長開票〕

○議長（山路 有君） そうしますと選挙の結果を報告いたします。投票総数 10 票、これは先ほどの出席議員に符号しております。その内有効投票 10 票、無効投票 0 票、有効投票中江田加代議員 8 票、井藤稔議員 2 票、以上のおりであります。この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、江田議員が副議長に当選されました。議場を開錠します。

〔議場開錠〕

○議長（山路 有君） ただいま副議長に当選されました江田議員が、当議場にいらっしゃいますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をいたします。

当選承諾及び挨拶を求めます。よろしく申し上げます。

○副議長（江田 加代君） どうも皆さんありがとうございます。大変感激しております。といいますのは、一時期、わたしでいいんだろうかという思いで悩みました。小学校の入学式の日子どもたちの表情を見た時に、そうだこの間まで保育所でかわいかった子どもたちがこうしていきいきと目を光らせてこの場で頑張っておるという姿を見た時に、わたしも前向きで議会活動をしようという気持ちに変わってきました。

わたしが議員になりましたのが平成 12 年ですので、介護保険制度が導入された時でした。6 月議会で、連合で介護保険事業をすることについての賛否を問われたんですけども、わしの初仕事がこの連合にすべきではないという、単独でやりましょうということで反対討論をしたのが議員としての初めての仕事でした。それ以外いろいろ福祉のことに携わってきましたけれども、ついこの間同僚議員が、もうそろそろ国民健康保険の江田さんは卒業しならんかやって言われました。そう、この 2 年間で勉強させていただきましたので、考えてみますと女性議員が 40 パーセントの議会は、これはフランス並みだなというふうに今考えておりますので、本当に女性の 40 パーセントの力をさらに進化させて、そして日吉津村全体が元気の出るような、この議会も元気になるようにかたちで頑張らせていただきますので、ご指導ご協力よろしくをお願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（山路 有君） どうも、ありがとうございます。

ここでしばらく休憩いたします。

午後5時01分休憩

---

午後5時02分再開

---

#### 日程第8 常任委員会委員の選任について

○議長（山路 有君） 再開いたします。日程第8 常任委員会委員の選任を行います。お諮りいたします。常任委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり選任したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員はお手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定しました。それでは常任委員会委員の選任に伴います常任委員長及び副委員長互選のためそれぞれ委員会を開き願いたいと思います。

午後5時03分休憩

---

午後5時04分再開

---

#### 日程第9 常任委員長、副委員長の互選結果の報告について

○議長（山路 有君） 再開いたします。日程第9、常任委員長、副委員長の互選の結果の報告を行います。休憩中に開かれました各常任委員会におきまして、常任委員選任にともない委員長及び副委員長の互選が行われました。その結果、総務経済常任委員長に松田議員、副委員長に景山議員、教育民生常任委員長に橋井議員、副委員長に松本議員、広報広聴常任委員長に松本議員、副委員長に三島議員、以上のとおり、それぞれに決定しましたので報告します。

#### 日程第10 議会運営委員会委員の選任について

○議長（山路 有君） 議会運営委員会委員の選任を行います。お諮りいたします。議会運営委員会の選任については委員会条例第6条第1項の規定によりお手元に配布しました名簿のとおり選任したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員はお手元に配布しました名簿

のとおり選任することに決定しました。それでは議会運営委員の選任に伴います委員長及び副委員長互選のため委員会を開き願いたいと思います。

ここで暫時休憩いたします。

**午後 5 時 06 分休憩**

**午後 5 時 07 分再開**

#### **日程第 11 議会運営委員長、副委員長の互選結果の報告について**

○議長（山路 有君） 再開いたします。日程第 11、議会運営委員長、副委員長の互選結果の報告を行います。休憩中に開かれました議会運営委員会におきまして、委員選任に伴います委員長及び副委員長の互選が行われました。その結果議会運営委員長に加藤議員、副委員長に松田議員、以上のとおり決定しましたので報告します。

#### **追加日程 第 6 行財政調査特別委員長、副委員長の互選結果の報告について**

○議長（山路 有君） お諮りいたします。休憩中に行財政調査特別委員会が開かれ、委員長及び副委員長の互選が行われました。行財政調査特別委員会委員長、副委員長の互選の結果の報告を日程に追加し、報告いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、行財政調査特別委員会委員長、副委員長の互選結果の報告を日程に追加し、報告することに決定しました。

追加日程第 6、行財政調査特別委員長、副委員長の互選の結果の報告を行います。行財政調査特別委員会委員長に江田議員、副委員長に松田議員が互選されましたので、報告します。

#### **追加日程 第 7 鳥取県西部広域行政管理組合議会議員の選挙について**

○議長（山路 有君） 橋井議員から鳥取県西部広域行政管理組合議会議員の辞職が提出され、組合議会議員に欠員が生じた旨連絡がありました。

お諮りします。鳥取県西部広域行政管理組合議会議員の選挙を日程に追加し、ただちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、鳥取県西部広域行政管理組合議会議員の

選挙を日程に追加し、ただちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第7、鳥取県西部広域行政管理組合議会議員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。

鳥取県西部広域行政管理組合議会議員に、新議長山路議長を指名します。お諮りします。ただいま指名しました山路議員を鳥取県西部広域行政管理組合議会議員の当選人として、定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、山路議員が鳥取県西部広域行政管理組合議会議員に当選しました。会議規則第33条2項の規定によって、当選の告知をします。

---

#### 追加日程 第8 米子市、日吉津村中学校組合議会議員の互選について

○議長（山路 有君） 橋井議員から米子市、日吉津村中学校議会議員の辞職願が提出され、米子市、日吉津村中学校組合議会議員に欠員が生じた旨が連絡がありました。お諮りします。米子市、日吉津村中学校組合議会議員の互選を日程を追加し、ただちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、米子市、日吉津村中学校組合議会議員の互選を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第8、米子市、日吉津村中学校組合議会議員の互選を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定

をいたしました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

米子市、日吉津村中学校組合議会議員に山路議員を指名します。お諮りします。ただいま指名しました山路議員を米子市、日吉津村中学校組合議員の当選人として定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、山路議員が米子市、日吉津村中学校組合議会議員に当選しました。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

---

### 追加日程 第 9 南部箕蚊屋広域連合議会議員の選挙

○議長（山路 有君） 橋井議員から南部箕蚊屋広域連合議会議員の辞職願が提出され、南部箕蚊屋広域連合議会議員に欠員が生じた旨連絡がありました。

お諮りします。南部箕蚊屋広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって南部箕蚊屋広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、ただちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第 9、南部箕蚊屋広域連合議会議員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推薦にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定をいたしました。南部箕蚊屋広域連合議会議員に山路議員を指名をいたします。お諮りします。ただいま指名しました山路議員を、南部箕蚊屋広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。よって、山路議員が南部箕蚊屋広域連合議会議員に当選をしました。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

---

○議長（山路 有君） 以上で本臨時会に付議されました議案はすべて終了しました。これをもって会議を閉じ、平成29年第2回日吉津村議会臨時会を閉会いたします。ご苦労様ございました。

**午後5時13分閉会**

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員